

平成 28 年 9 月 7 日  
消 防 庁

## 今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検の実施

今般の台風第 10 号災害をはじめ、従来安全と考えられていた地域で大きな被害が発生している事態となっていることから、地域の防災体制の再点検を行うこととし、本日、各都道府県に対し、別添のとおり通知しましたのでお知らせいたします。



[お問い合わせ先]

消防庁国民保護・防災部防災課

和田係長、森田事務官、渡部事務官

T E L 03-5253-7525 (直通) F A X 03-5253-7535

## 地域の防災体制の再点検

住民が、居住地の水害等リスクを理解し、的確な避難行動をとるために、行政は 適切な避難場所の確保 や、避難勧告等の発令、河川情報等の提供を適時的確に行う必要がある。

今般、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえて行うこととしている以下の4項目について、緊急に再点検を実施する。

1及び2の項目については、水害、土砂災害の災害種別ごとに、また1の項目のうち水害に係るものについては、洪水予報河川・水位周知河川・その他の河川（小河川）の区分で点検を行う。

### 1 避難勧告等の発令態勢の整備

市町村は、住民が的確な避難行動をとれるよう、各種の気象情報、河川情報等を収集し、適時的確に避難準備情報、避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という）を発令する必要がある。

<再点検ポイント>

- ・避難勧告等の対象となる地域区分を事前に設定しているか（市町村）
- ・避難勧告等の客観的基準の設定をしているか（市町村）
- ・市町村の避難勧告等発令の判断を助言する体制がとれているか（都道府県）
- ・災害時に支援できるよう日頃から市町村の防災体制の把握ができているか（都道府県）

### 2 指定緊急避難場所の指定

平成25年の災害対策基本法改正により、市町村は、災害から緊急に避難する「指定緊急避難場所」と、避難した被災者等が 一定期間滞在する「指定避難所」とを区別して指定することとなった。また、その際、災害種別ごとに、危険が及ばない施設等を指定緊急避難場所として指定する必要がある。

<再点検ポイント>

- ・地域の実情を踏まえた災害種別ごとの指定緊急避難場所を指定しているか（市町村）

### 3 住民がとるべき避難行動の理解促進

市町村は、住民一人一人に対し、避難勧告等が発令された場合、想定される災害ごとに、いつでも避難すればよいか等の避難行動を予め理解させる必要がある。

<再点検ポイント>

- ・住民一人一人がとるべき避難行動を予め理解させるための取組をしているか（市町村）

### 4 避難勧告等の確実な伝達

市町村は、避難勧告等発令時に、とるべき行動を具体的に示し、多様な手段により確実に伝達する必要がある。特に、避難行動要支援者、社会福祉施設等の施設管理者には、個別的な手段も用いた確実な伝達を行う必要がある。

<再点検ポイント>

- ・複数の伝達手段を用いた伝達体制となっているか（市町村）
- ・避難行動要支援者に対する確実な伝達方法が確保されているか（市町村）

消防災第 120 号  
平成 28 年 9 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

### 今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検について

平素より消防防災行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

これまで、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの一部改定について（通知）」（平成 27 年 8 月 19 日付府政防第 633 号・消防災第 112 号）等により、発災時における避難勧告等の適時適切な発令や防災情報の住民への広く確実な伝達についてお願いしてきたところです。

近年は、気候変動によると考えられる、経験したことのない集中豪雨等により、従来安全であると考えられていた地域や場所で大きな被害が発生しており、このたびの台風第 10 号による集中豪雨でも大きな被害が発生しました。このため、今後の水害等に備えた地域の防災体制の再点検について、下記のとおり実施していただきますようお願いいたします。

なお、今後、今般の台風被害を踏まえた追加調査、点検内容に係るヒアリングを行うことがあります。

### 記

#### 1 調査時点

平成 28 年 9 月 1 日

#### 2 実施方法

##### (1) 報告様式

- ① 都道府県の状況について点検した上、別添の「様式 1 都道府県」に記載し提出する。
- ② 都道府県において、管内市町村の状況について点検した上、別添の「様式 2 市町村」に記載し提出する。

##### (2) 留意事項

- ① 「様式 2 市町村」の各点検項目については、市町村の地域防災計画、マニュアル等を確認し、平時から、実効性のある対応体制が確保できているか点検する。その際、必要に応じて市町村ヒアリングを行う。

- ② 特に、避難勧告等の判断基準の設定については、河川・砂防施設の管理者が協力・助言を行うこととされていることから（「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）の以下の部分参照）、再点検に際しても、治水・砂防部局と十分に連携し、各市町村の対応体制が、地域における災害のリスク、ハード整備の状況を踏まえたものとなっているか点検する。
- ③ 上記②について、市町村が自己点検を行う際、専門的な相談ができるよう、都道府県において、河川・砂防施設の管理者である国、県の窓口を明示すること。

※（参考）「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）20P抜粋

#### 3.4 判断基準の設定にあたっての関係機関の助言

災対法改正により、市町村長が避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなった。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

気象、河川、土壌、津波、高潮がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設管理者は国や都道府県である場合が多く、また、施設管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。このため、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。

### 3 提出期限・提出先

(1) 提出期限 ※期限厳守願います

- ① 様式1 都道府県：平成28年9月27日（火）  
② 様式2 市町村：平成28年10月25日（火）

(2) 提出先

消防庁防災課防災企画係 渡部 浩之

E-mail: [h.watabe@soumu.go.jp](mailto:h.watabe@soumu.go.jp)

※回答に当たっては、「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）（以下のURLを参照）、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成26年3月26日付 府政防第369号・消防災第126号）（別添参照）の内容を参照してください。

○「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/150819\\_honbun.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/150819_honbun.pdf)

#### 【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：和田係長、森田事務官、渡部事務官

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535

# 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成27年8月改定)

## 主な経緯

- 平成17年 3月 ガイドラインの策定
- 平成26年 4月 ガイドラインの全面改定
- 平成26年 8月 広島市において大規模な土砂災害が発生
- 平成26年11月 土砂災害防止法の改正
- 平成27年 5月 水防法の改正
- 平成27年 6月 中央防災会議「総合的な土砂災害対策検討WG」報告

参考

## 主な変更点

### 避難準備情報の活用

- 土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民は、避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨
- 高潮災害を対象とした避難準備情報の発令の考え方を新設
- 夜間における避難を回避するために、適切な時間帯に避難準備情報を発令（改めて強調）

### 避難場所・避難行動

- 避難場所を避難準備情報の発令段階から開設し始め、避難勧告発令までの開設完了を推奨
- 避難勧告の発令基準を満たしたら、避難場所の開設を終えていなくとも避難勧告を発令
- 災害が切迫した状況では、以下も避難行動として周知  
「緊急的な待避場所」への避難（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）  
「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）

### 土砂災害を対象とした避難勧告等の発令

- 避難勧告等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、土砂災害に関するメッシュ情報を活用（改めて強調）
- 市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、発令対象地域をできるだけ絞り込む（市町村をあらかじめいくつかの地域に分割して、避難勧告等の発令対象地域として設定）

### 水害・高潮災害を対象とした避難勧告等の発令

- 災害規模に応じた避難勧告等の発令対象地域をあらかじめ設定
- 水位周知下水道、水位周知海岸の避難勧告等の発令に際しては、氾濫危険情報を活用

### 避難勧告等の情報伝達

- Lアラートの活用を推奨
- 住民への情報伝達では、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせることで多様化・多重化（改めて強調）
- 避難勧告等の発令に係る情報伝達については、伝達する範囲をあらかじめ検討することを推奨（同報系防災行政無線等のPUSH型手段を活用）

## 今後の予定

- 避難勧告等の判断・伝達に関する全国市町村の優良事例の収集・紹介やQ&Aを作成し共有
- 適時適切な住民の避難行動を促すための取組を推進